

7

■ 出産育児一時金の改正について

1. 施行期日 令和4年1月1日
2. 改正内容

○令和4年1月より「産科医療保障制度」の1分娩あたりの掛け金がこれまでの16,000円から12,000円と改正され、これに伴い、出産育児一時金の額も404,000円が408,000円に改正されます。

【改正前】

- ・出産育児一時金支給総額 42万円
《内 訳》

出産育児一時金 404,000円	産科医療保障 16,000円
-----------------------------	---------------------------

【改正後】

- ・出産育児一時金支給総額 42万円
《内 訳》

出産育児一時金 408,000円	産科医療保障 12,000円
-----------------------------	---------------------------



○国民健康保険より支給する金額は、「産科医療保障制度」が適用された場合は、改正前と変わりありませんが「産科医療保障制度」適用外の場合、改正後は、支給額が4,000円増額となります。

3. 産科医療保障制度とは

制度に加入している分娩機関(分娩を取り扱う病院・診療所・助産所等)で生まれた赤ちゃんが、分娩に関して重度脳性麻痺となり、所定の要件を満たした場合に赤ちゃんのご家族の経済的負担を速やかに保障するとともに、脳性麻痺発症の原因分析を行い、同じような事例の再発防止に役立つ情報を提供する制度

【産科医療保障制度の適用外となる場合】

- ・制度に加入していない分娩機関にて出産した場合。
- ・海外で出産した場合

■未就学児に係る国民健康保険税均等割額の減額措置について

【現状及び見直しの趣旨】

- 国民健康保険税の均等割は、世帯の所得状況に応じて設定されており、低所得者に対しては、保険料(税)の軽減措置(7・5・2割軽減)が適用されている。
- 子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国民健康保険税の未就学児を対象とし、均等割額を軽減する。

【制度の概要】

- 1 施行時期
令和4年4月1日施行予定
- 2 対象者
国民健康保険に加入している未就学児(満6歳到達の年度末まで)
- 3 施行内容
国民健康保険料(税)について、対象の未就学児に係る国民健康保険税均等割額の5割を減額し、その減額相当額は、公費で補助する。
- 4 均等割軽減後の額

令和3年度税率		法定軽減非該当	7割軽減該当	5割軽減該当	2割軽減該当
医療分	軽減前	22,700円	6,810円	11,350円	18,160円
	軽減後	11,350円	3,405円	5,675円	9,080円
支援金分	軽減前	8,900円	2,670円	4,450円	7,120円
	軽減後	4,450円	1,335円	2,225円	3,560円

※介護分は、未就学児は課税非対象

- 5 国民健康保険有資格者未就学児人員(令和3年9月末現在加入状況)
 - 軽減非該当 183名 ○7割軽減該当 75名
 - 5割軽減該当 55名 ○2割軽減該当 40名 合計353名
- 6 想定される軽減総額
4,187,000円
- 7 公費による負担について
軽減額を下記の割合にて、公費補填される。
 - 国・地方の負担割合
 - 国: $1/2(4,187,000 \text{円} \times 1/2)$ 2,093,500円
 - 県: $1/4(4,187,000 \text{円} \times 1/4)$ 1,046,750円
 - 市: $1/4(4,187,000 \text{円} \times 1/4)$ 1,046,750円

■ 国民健康保険税資産割廃止について(案)

1. 資産割を廃止する理由

- 固定資産税を重複して課税している状態であること。
- 所得がなくても資産割は課税されるため、低所得者の負担となっていること。
- 市内に加入者が保有する固定資産税のみが課税対象であること。
- 愛知県は、資産割のない3方式を標準方式として標準保険料率を提示しているため、他市町村においても資産割を廃止していること。

2. 資産割を廃止し、課税を3方式(所得割、均等割、平等割)に変更する影響等

- プラス面
 - ・愛知県が提示する3方式による標準保険税率と課税方式が同じとなる。
 - ・低所得者の資産割における負担が解消される。
 - ・固定資産税における重複課税が解消される。
- マイナス面
 - ・これまで資産割で課税していた分が、他の3つに上乗せて課税されるため、所得が多い世帯や加入人数の多い世帯にとっては、負担増となる可能性がある。

3 次年度に資産割を廃止する必要性

- 昨年度新型コロナウイルス感染症の影響で医療費が例年より下がったが、令和3年度になり、例年を大きく上回っている。
- 事業費納付金については、昨年より8千400万円程増えたが、標準保険税率は、予想より上がっていない状況である。
- 本市の課税方式を今のうちに県が示す3方式にし、次年度以降の動向に対応しやすいようにしておく必要がある。

● 県内自治体の状況(令和3年度時点)

- 資産割を実施している自治体(8/53市町村)

清須市、小牧市、あま市、大府市、大治町、蟹江町、弥富市、大口町
※弥富市、大口町は、医療分のみ実施